

グループ内の吸収合併における留意点

1. グループ内の吸収合併の目的

分社化によって純粋持株会社体制に移行したグループ企業において、純粋持株会社である親会社（以下、グループ本社）が事業子会社を吸収合併し、事業持株会社に移行する事例が見られる。その目的として、グループの中核事業をグループ本社が保有してグループ内での求心力を高めることや、事業子会社の統合を通じたグループの経営効率向上などが挙げられる。

当社が支援した、グループ本社による事業子会社の吸収合併のケースでは、グループの中核事業を担う事業子会社をグループ本社に統合し、グループ本社を核としたマーケティング戦略の立案と実行の推進を目的として掲げていた。グループ本社から分社化した事業子会社をグループ本社が吸収合併することは、一見すると元に戻すだけの簡便な再編と捉えられがちだが、会計・税務・法務面の制約事項を整理し、事業執行に支障をきたさない再編スキームの立案と再編実務の遂行が不可欠である。以下では、グループ本社による事業子会社の吸収合併における会計・税務・法務面の主たる留意点に言及することとしたい。

2. 会計・税務面で想定される留意点

まず、会計面では、グループ本社における抱き合せ株式消滅差益の発生有無が挙げられる。吸収合併によってグループ本社に引き継がれる子会社の資産・負債は帳簿価額により引き継がれ、子会社の純資産とグループ本社保有の子会社株式の帳簿価額との差額を損益計上することとなる。グループ本社の会計面での影響がどの程度発生するか、その事前検証が重要といえる。

次に、税務面では、税務上の資本金等の額の変動に伴う法人住民税均等割や法人事業税資本割の影響有無、繰越欠損金の損金算入制限の有無、および特定資産譲渡等損失額の損金算入制限の適用有無が挙げられる。

① 税務上の資本金等の変動に伴う法人住民税均等割や法人事業税資本割の影響有無

吸収合併によりグループ本社に引き継がれる子会社の資産・負債は、税務上の帳簿価額により引き継がれ、子会社の資本金とグループ本社保有の子会社株式の帳簿価額との差額が税務上の資本金等の額として計上される。グループ本社の税務面での影響がどの程度発生するか、その事前検証が重要といえる。

② 繰越欠損金の損金算入制限の有無

吸収合併の直前における資本関係の有無、支配関係の継続有無等の要件を充足できるかどうかによってグループ本社および子会社で発生した繰越欠損金の損金算入制限を受けることとなる。繰越欠損金の制限有無について、その事前検証が重要といえる。

③ 特定資産譲渡等損失額の損金算入制限の適用有無

支配関係が生じてから5年を経過しない会社との間で合併を行った場合には、一定の損金算入制限を受けることがある。特定資産譲渡等損失額の損金算入制限有無について、その事前検証が重要といえる。

3. 法務面で想定される留意点

法務面の留意点としては、法定手続を踏まえた再編スケジュールの設計や、取引契約に関する個別対応及び許認可に関する個別対応が挙げられる。

① 法定手続を踏まえた再編スケジュールの設計

合併に際しては、債権者の異議申出機会を保障するための債権者保護手続、株主の異議申出機会を保障するための株主の株式買取請求などが規定されている。債権者保護手続では効力発生日の1カ月以上前に行うことが要求されており、また、株主の株式買取請求通知は効力発生日の20日前までに行うことが要求されている。各法定手続を踏まえた再編スケジュールの設計が必要といえる。

② 取引契約に関する個別対応

合併は包括承継のため、子会社における権利義務はグループ本社が引き継ぐこととなる。しかし、取引契約では再編行為を通知・報告事項や禁止事項として規定していることがある。例えば、不動産賃貸借契約では通知・報告および賃借権譲渡・転貸禁止、仕入先・販売先との取引基本契約では権利義務の譲渡等の禁止、金融機関との金銭消費貸借契約やコミットメントラインでは地位の譲渡禁止等が規定されている。主要取引先については、通知・報告事項や禁止事項等を確認のうえ、個別対応の検討も必要といえる。

③ 許認可に関する個別対応

許認可には届出では足りず、新規取得が求められるケースもある。例えば、酒類の販売業免許は、合併消滅会社の販売業免許は消滅する。新規の酒類販売業免許の申請書と既存酒類の販売業免許の取消申請書が同時に提出され、申請が所定の要件に該当し、既存販売場と同じ場所において営業が成されるなどのときは、免許を付与する取り扱いがなされている。官公庁に必要手続を事前に確認することが必要といえる。

以上、簡便と捉えられがちなグループ本社による事業子会社の吸収合併においても、前述した留意点をはじめとした税務・会計・法務面の事前検証を十分に行うことが肝要である。